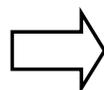


8 災害医療

ポイント

現状と課題

- ・県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき医療救護対策を実施。
- ・円滑な医療救護活動を行うためには、県民、医療関係者の知識・技術の向上、関係機関の連携強化が必要。
- ・医療機関の耐震化など基盤の充実が課題。
- ・被災者の心のケアに対する体制の整備も重要。



対策

- ・災害時初動体制の充実
- ・災害拠点病院等の施設整備の推進
- ・広域応援体制等の充実
- ・心の健康管理の支援

< 現状と課題 >

本県の災害時の医療体制は「県地域防災計画」に定められていますが、当該計画に基づく各医療救護対策を円滑に実施するための活動指針として「県大規模災害時医療救護マニュアル」がありません（平成 8 年 9 月 1 日）。

これらに沿って、災害時に備えた医療救護対策の充実を図ってきました。

1 災害時初動体制

災害発生時には、迅速に県医療救護対策本部（県庁）及び地区医療救護対策本部（保健所）を設置し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣など必要な措置を行います。

災害発生直後の緊急医療体制を確保するため、平成 17 年度に設置した災害派遣医療チーム（DMAT 1）が、「山梨 DMAT 運営要綱」等に基づき被災現場での緊急治療や病院支援などを行います。

国際テロ組織等の活動による NBC（2）災害が発生した場合、県立中央病院が中心となって、重症患者の診療を実施します。

[用語解説]

（ 1 ）DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことで、全国で 335 チームあり（平成 19 年 9 月 1 日現在）、本県では県立中央病院 1 チーム及び富士吉田市立病院 2 チームの計 3 チームが設置。

（ 2 ）NBC

「核（Nuclear）・生物剤（Biological）・化学剤（Chemical）」の略。

救護班の効果をさらに高めるためには、今後、マニュアルの円滑な運用、災害医療に関する県民の啓発や医療従事者の災害医療に関する知識・技術の向上、初期救護活動のための資機材等の充実などが必要となります。

2 災害拠点病院等

平成 8 年 11 月には、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有する「地域災害拠点病院」を県内に 8 病院、また、それらの機能を強化し、医療従事者の訓練や研修機能、傷病者の広域的な緊急搬送をコントロールする機能を担う「基幹災害拠点病院」として県立中央病院を指定しています。

また、これら拠点病院を支援する病院として、「地域災害支援病院」（29 病院）、「基幹災害支援病院」（2 病院）を指定しています。

災害拠点病院一覧

種 別		特徴的な機能・位置付け
基幹施設	基幹災害拠点病院 （県立中央病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・重傷、重篤な患者の救命救急医療 ・広域搬送拠点 ・平時における災害医療に係る医療従事者の研修 等
	基幹災害支援病院 （山梨大学医学部附属病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・重傷、重篤な患者の救命救急医療 （中央病院の支援） ・医療スタッフの全県的な派遣 等
	基幹災害支援病院 （山梨赤十字病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・富士北麓における傷病者の受入・搬送の拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣等
地域施設	地域災害拠点病院 ・市立甲府病院 ・財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院 ・笛吹中央病院 ・社会保険鯉沢病院 ・巨摩共立病院 ・国民健康保険韮崎市立病院 ・国民健康保険富士吉田市立病院 ・大月市立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における傷病者の受入・搬送の拠点 ・医療救護班の派遣 ・応急用医療資器材の供給 等
	地域災害支援病院 （県下 29 病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・各医療圏において地域災害拠点病院の機能を補完、支援 （傷病者の受入、救護班の派遣）

これまで地域災害拠点病院の耐震・免震工事、備蓄倉庫、受水槽など施設設備や災害用医療資機材の整備に対する助成を行ってきましたが、今後は、地域災害支援病院その他の病院も含め耐震化を促進することが課題となっています。

【病院の耐震化状況】

(平成20年3月1日現在)

		棟数		
		耐震化済み	未耐震化	
災害拠点病院(9カ所)	公共(6)	16	12	4
	民間(3)	7	6	1
災害支援病院(31カ所)	公共(12)	22	14	8
	民間(19)	41	26	15
その他(20カ所)	公共(2)	6	6	0
	民間(18)	47	34	13
合計	公共(20)	44	32	12
	民間(40)	95	66	29

全建築物(倉庫・車庫等を除く)を対象とした集計。

【有床診療所の耐震化状況】

(平成20年3月1日現在)

		棟数		
		耐震化済み	未耐震化	
有床診療所(9カ所)	民間(9)	9	8	1

3階1,000㎡以上の建物を対象とした集計。

【無床診療所の耐震化状況】

(平成20年3月1日現在)

		棟数		
		耐震化済み	未耐震化	
無床診療所(13カ所)	公共(2)	2	1	1
	民間(11)	11	6	5

3階1,000㎡以上の建物を対象とした集計。

3 広域応援体制等

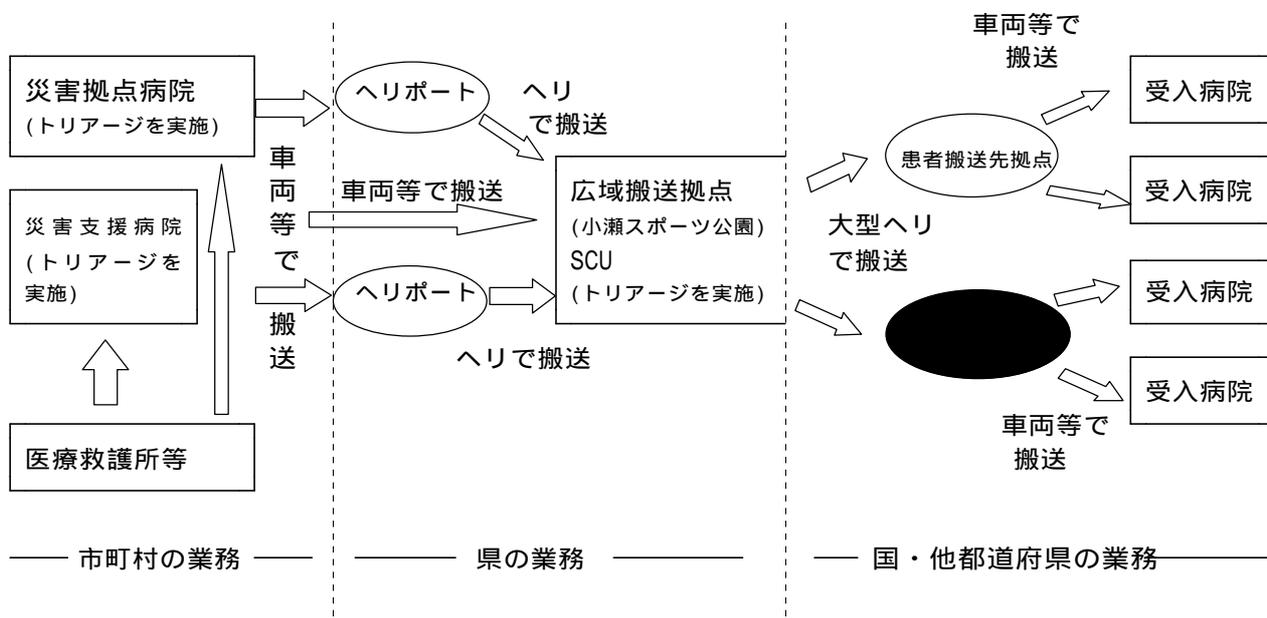
大規模災害時においては、県内の医療体制では対応できない場合、直ちに国に対し医療救護班の応援要請を行うとともに、この要請によっても医療救護班が不足する場合には、全国知事会(「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)・関東知事会(「震災時等の相互応援に関する協定」)に対して、医師等の派遣を要請します。

また、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、県内はもとより県域を越えて医療機関の稼働状況等の情報収集・情報提供を行います。

国、他の都道府県等と連携し、ヘリコプターを活用して県外の医療機関に患者を收容するために行う広域搬送については、広域搬送拠点である小瀬スポーツ公園内に設置する仮設救護所(ステージングケアユニット、以下「SCU」)

の整備を進めてきましたが、今後は、災害時に迅速かつ的確な搬送が行えるよう、関係機関相互の連携を図る必要があります。

広域医療搬送のフロー



4 こころの健康管理

災害時における被災精神障害者の医療の確保、被災による直接的な精神疾患の急発や急変への対応のほか、長期にわたる避難所生活等による精神疾患やアルコール依存症などに対応する体制を確保する必要があります。

5 医薬品等の確保

大規模な災害時に対応するため、災害時の人命救助を主眼に、外科的治療に使用する医薬品等を中心に、山梨県医薬品卸協同組合の協力を得て、流通備蓄に努めています。

また、医薬品や輸血用血液が不足した場合に備えて、(社)山梨県薬剤師会や山梨県赤十字血液センターに、確保・供給体制を整えています。

< 対策 >

1 災害時初動体制の充実

関係機関との連携強化

大規模災害時医療救護マニュアルに沿って医療救護活動が円滑に行われるよう、医療従事者、行政等関係機関による訓練等を通じ、連携の強化を図ります。

要援護者に対する医療救護体制の整備等

人工透析患者、人工呼吸器装着者等、医療の中断が生命に影響する患者に対し、迅速な救護活動が行われるよう、関係機関との連携体制の整備、市町村における患者ごとの個別支援計画策定の促進等を行います。

災害時医療に関する知識・技術の普及啓発

関係機関と連携のもと、県民に対して応急手当法、救急蘇生法、メンタルヘルスなどに関する知識・技術の普及を図ります。

また、医療関係者に対しては、県が行う災害医療従事者研修や国が行う災害医療従事者研修、災害派遣医療チーム（DMAT）研修、NBC災害・テロ対策研修などを通じて、トリアージ（ 1）等の災害医療知識や技術の向上に努めます。

災害用医療資機材等の確保

保健所における災害用救急医療セットの配備・保守管理や地域災害拠点病院における災害用医療資機材（救急医療セット等）の整備に対する助成を引き続き行うとともに、災害時に医薬品その他衛生資機材が迅速に調達できるよう、関係団体等との連携体制の強化に努めます。

2 災害拠点病院等の施設整備の推進

災害拠点病院に対する財政的支援

災害拠点病院等における施設整備の推進を図るため、引き続き必要な助成を行います。

医療施設の耐震化促進

地域災害支援病院を含む医療機関の耐震化を促進します。

[用語解説]

（ ） トリアージ

災害時など多数の傷病者が同時発生した場合などにおいて、傷病者の重症度や緊急性を識別し、適切な処置や搬送を行うこと。

3 広域応援体制等の充実

広域搬送訓練の実施

災害時に広域搬送が円滑に行われるよう、関係機関が連携して訓練を実施します。

広域災害・救急医療情報システムの充実

広域災害・救急医療情報システムについては、最新のIT技術を活用し、災害時の情報収集及び情報発信をより効果的に行うことができるよう、システムの充実を検討します。

4 こころの健康管理の支援

被災者のこころの健康管理を支援するため、県大規模災害時医療救護マニュアルに基づく救護体制の整備に努めていきます。

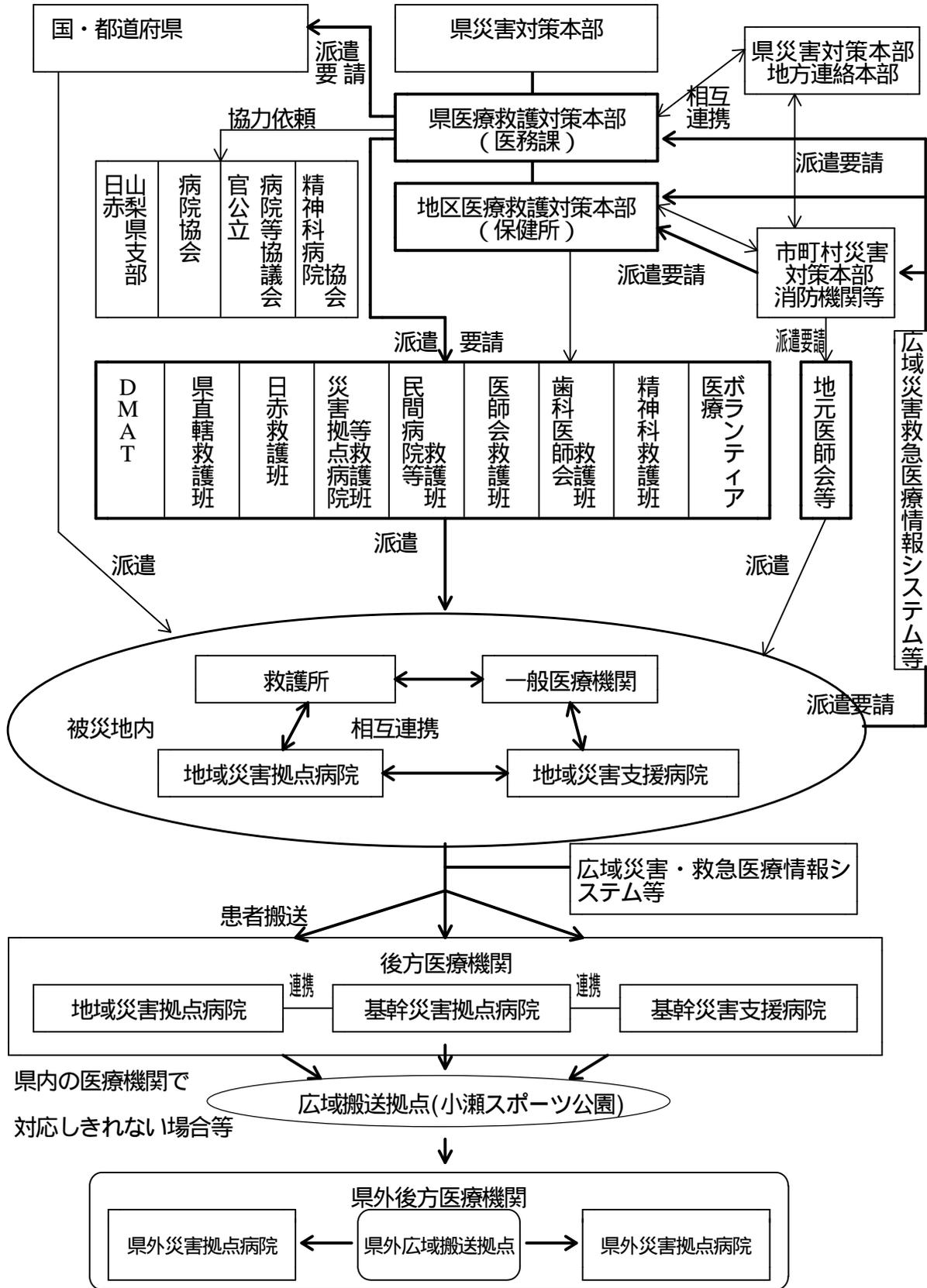
5 医薬品等の確保

災害時医療救護体制の整備充実

災害用備蓄医薬品や血液の確保・供給体制の一層の整備・充実を図ります。

< 推進体制 >

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



< 指標（数値目標） >

目標項目等	現状	平成24年度目標
災害拠点病院の トリアージ訓練の実施率	55.6%(5/9病院)(H19)	100%(9/9病院)
災害時要援護者を対象とした 取り組みを実施した市町村数	1町(H19)	14市町村
病院の耐震化率	70.5%(H19)	85.0%